

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第310号)

平成16年7月5日

横情審答申第310号

平成16年7月5日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年6月12日道路第297号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「港北ニュータウン事業に伴う道路の認定・廃止・区域決定・区域変更につ
いて【住宅・都市整備公団港北開発局長】（平成5年度道路第1095号）中の港
北ニュータウン事業道路中山・北山田線他250路線の引継について（依頼）の
うち 案内図 道路調書 完了検査済証（写） 企業管理者受納書
（写） 道水路査定等謄本 道路面積計算書 権利内容調書 施行
後道路図 仮換地指定有無図（道路移管関連図書（引継図書））一式
現京塚橋（C-13）に付帯する階段分2ヶ（図面添付）」の開示決定に対す
る異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「港北ニュータウン事業に伴う道路の認定・廃止・区域決定・区域変更について【住宅・都市整備公団港北開発局長】（平成5年度道路第1095号）中の港北ニュータウン事業道路中山・北山田線他250路線の引継について（依頼）のうち 案内図 道路調書 完了検査済証（写） 企業管理者受納書（写） 道路面積計算書 権利内容調書 施行後道路図 仮換地指定有無図」を特定し、開示した決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「道路移管関連図書（引継図書）一式 現京塚橋（C-13）に付帯する階段分2ヶ（図面添付）」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成14年2月15日付で「港北ニュータウン事業に伴う道路の認定・廃止・区域決定・区域変更について【住宅・都市整備公団港北開発局長】（平成5年度道路第1095号）中の港北ニュータウン事業道路中山・北山田線他250路線の引継について（依頼）のうち 案内図 道路調書 完了検査済証（写） 企業管理者受納書（写） 道水路査定等謄本 道路面積計算書 権利内容調書 施行後道路図 仮換地指定有無図」（以下「本件申立文書」という。）を特定して行った開示決定の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し本件申立文書を特定した理由は、次のように要約される。

- (1) 港北ニュータウン事業は、都市基盤整備公団（旧住宅・都市整備公団、旧日本住宅公団。以下「公団」という。）施行による土地区画整理事業で、宅地造成工事及び道路等の公共施設整備は公団が施行している。

横浜市は、整備された道路を公団から引き継ぎ、道路法（昭和27年法律第180号）による認定、区域決定、供用開始の告示を行い、公道として管理している。

- (2) 港北ニュータウン地区内の道路の移管手続については、公団による道路整備終了後、路線名等が明記された引継図書の提出を受け、道路法の認定による路線の決定、法の適用範囲となる区域の決定、更に供用開始の告示を行い、公道として管理している。

(3) 本件の図書としては、認定等を行う伺書類中に開示請求された図書が含まれている。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の開示決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 処分理由説明書には、異議申立書に対する反論はどこにも示されておらず、単に「認定等を行う伺書類中に開示請求された図書が含まれています」とあるのみである。しかしながら、「含まれている」ということと「引継図書そのものである」とことは同一ではない。

(2) 開示された文書の起案書には「道路の認定・廃止・区域決定・区域変更について」と記されている。すなわち、個人の所有地や田畑等が道路法上の道路となるためには、市議会の議決や告示を経た「認定」や「区域決定」等を必要とするが、開示された文書はその手続のために、次の文書を「市議会に提出してよろしいか」という伺文書である。したがって、処分理由説明書も「含まれています」としか言えないのである。文書の内容も「認定等」にかかわるものである。中に一枚「中山北山田線他250路線の引継依頼」があるが、どの道路が引き継がれたかは示されていない。これらのことから「引継ぎについて（依頼）」という一枚は参考資料に過ぎない。

(3) 「管理引継ぎ」と「認定」とは全く別々の行為である。したがって、管理引継ぎについては、認定とは別に図書が作成されなければならない。すなわち、事業者から管理引継ぎの依頼があった際には、提出された図書を点検し、現地立会いをし、決裁をとり、引継受諾文書を交付し、その旨を報告する手続が必要である。したがって、いつ引き継いだのかさえ分からない今回の開示文書は申立人の請求したものではない。

(4) 横浜市は要綱の中で管理引継ぎに添付すべき図書を定めているが、開示された文書には「現況平面図」、「構造図」、「占用物件位置図」、「工事写真」等8項目中4項目の図書が欠如している。これでは引継図書とはいえない。

(5) もし、開示されたものをもって「引継図書一式」であるとするならば、港北ニュータウン事業において横浜市は認定図書をもって引継図書としたこと、横浜市要綱に違反して、規則に則った引継図書すら横浜市は公団に要求しなかったこと、公団が「引継依頼」に記載した添付図書の目次すら満たされず、足らな

い図書があったことを横浜市は認めたことになる。

- (6) 申立人の今回の開示請求に対し、横浜市は先の非開示決定通知（道都土第47号）により、「平成2年度に完成のところ、保存期間5年を経過し、廃棄」とした。その後横浜市は、申立人の異議申立てを受けて「非開示決定の取消し（道都土第93号）」を行い、改めて今回の開示決定（道路第1262号）を下した。申立人は「非開示決定の取消し」自体は誠意ある対応として高く評価するものであるが、残念なことに「保存年限5年」は取り消されていない。引継図書の「永年保存」を確認の上、正しい文書を開示してほしい。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、公団施行の土地区画整理事業であり、宅地造成工事についても公団が施行している。

港北ニュータウン（第二地区）宅地造成工事は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき昭和53年9月30日第52規1134号で横浜市と公団との間で協議が成立している。当該宅地造成工事は、宅地造成の対象区域を複数の工区に分けて段階的に行われており、工区ごとの工事が完了した場合には、工事の一部完了検査が行われている。

なお、宅地造成に伴う道路工事は、宅地造成工事の一部として取り扱われている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、港北ニュータウン事業に伴う道路の認定・廃止・区域決定・区域変更についての決裁文書であり、起案用紙、起案本文、公団からの道路引継依頼文（港北ニュータウン事業道路中山・北山田線他250路線の引継について（依頼））、案内図、道路調書（公共施設年度別引継計画、総括表、路線認定依頼道路）、宅地造成に関する工事の一部完了検査済証、企業管理者受納書（横浜北部新都市第一地区及び同第二地区土地区画整理事業施行地区における上水道施設の設置事業に関する基本協定書の写し）、道路面積計算書、権利内容調書、施行後道路図及び仮換地指定有無図で構成されている。

(3) 文書特定について

ア 実施機関は、本件申立文書は道路の認定等を行う決裁文書であるが、その中に本件請求の対象である京塚橋に附帯する階段2箇所（以下「本件階段」とい

う。) の引継関連文書が含まれていると主張している。これに対し、申立人は、本件申立文書は道路の認定・区域決定のための文書であり、引継ぎの文書ではないので、他に正式な道路の引継文書が存在するはずであると主張している。

イ 当審査会では、この点について調査するため、平成14年12月25日に実施機関から事情聴取を行ったところ、実施機関の説明は、次のとおりであった。

(ア) 本件申立文書は、道路の認定等の決裁文書であるが、公団からの道路引継依頼書が添付されており、道路の引継関係文書が含まれている。この引継関係文書に本件階段が含まれていることは、本件申立文書中の権利内容調書、施行後道路図及び仮換地指定有無図により確認できる。

(イ) 港北ニュータウン地区では、公団からの道路引継依頼を受け、道路の認定の処理を行っている。道路引継依頼に対して道路認定前に道路を引き継ぐ旨の文書は作成していない。

(ウ) 申立人が指摘するように、本件申立文書には、土地区画整理事業等の施行区域内道路に関する事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）第11条で定められた一部の書類が添付されていない。これは、換地処分が行われる前に道路法上の道路とする処理を行うという事務取扱要綱には規定されていない引継方法をとったためであり、引継文書が他に存在することを意味するものではない。

ウ 当審査会では、このような、実施機関の主張を踏まえ、まず、本件申立文書が本件請求の対象文書であるかについて検討を行った。

エ 本件申立文書は、港北ニュータウン事業に伴い公団から引継ぎを受けた道路の道路法に基づく路線の認定等について市議会に上程することを決定する決裁文書である。本件申立文書には、公団からの道路引継依頼書が添付されており、当該引継依頼書の添付書類の権利内容調書、施行後道路図及び仮換地指定有無図から本件階段が当該引継ぎに含まれていることが確認できる。このため、本件申立文書は、本件階段の引継関係文書を含んでいると認められる。

オ 次に、申立人が主張するように他に本件階段の引継文書が存在するか検討を行った。

本件申立文書には、事務取扱要綱第11条により引継時に添付することとされている書類のうち「地籍測量図」、「公図写」等が添付されていないことが認められる。これは、本件申立文書の事案が、換地処分前に道路法上の道路とす

る手続をとるものであるので、事務取扱要綱第11条が適用されないことから、添付書類が異なっていると考えられ、このことが本件階段の引継文書が他に存在していることを意味するものであるとは言えない。

カ また、申立人は横浜市が公団から道路を引き継ぐ場合は、道路の認定とは別に道路を引き継ぐ旨の決裁を受けなければならないと主張している。しかし、道路法や事務取扱要綱には、そのような規定は見受けられず、道路の引継ぎの決裁手続をとるかは実施機関の判断にゆだねられていると考えられる。したがって、道路認定前に道路を引き継ぐ旨の文書は作成していないとする実施機関の主張に不合理な点は認められない。

キ このように、本件申立文書には本件階段の引継文書が含まれていると判断でき、他に本件階段の引継文書が存在すると推認させるような事情は認められないことから、当審査会としては、本件階段の道路移管関連文書は本件申立文書であるとの実施機関の主張に特段不合理な点を認めることはできなかった。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件請求に対し、本件申立文書を特定し、開示した決定は、妥当である。

なお、当審査会で本件申立文書を確認したところ、開示決定通知書に記載されている 道水路査定等謄本が対象文書として開示されていないことが認められた。平成5年度道路第1095号の決裁文書を確認したところ、本件階段部分の道水路査定等謄本は存在していないため、開示対象に含めなかったことは妥当であるが、開示決定通知書の記載が誤りであったと認められた。実施機関は、開示決定通知書の記載に当たっては正確に記載すべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年6月12日	・ 諮問書及び処分理由説明書を受理
平成14年6月28日 (第272回審査会)	・ 諮問の報告
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成14年10月18日 (第1回第二部会)	・ 審議
平成14年11月22日 (第3回第二部会)	・ 審議
平成14年12月25日 (第4回第二部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成15年4月22日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成15年5月1日	・ 異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成15年6月17日	・ 異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成16年2月10日	・ 異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成16年4月9日 (第33回第二部会)	・ 審議
平成16年5月14日 (第35回第二部会)	・ 審議
平成16年5月28日 (第36回第二部会)	・ 審議